



南房総市枇杷山再生改植支援事業のご案内



令和元年台風 15 号により被害を受けた枇杷山園地内の速やかな再生に必要な改植苗の経費を支援します。

対象者

以下のすべてに該当する農業団体

- ・本市に住所を有し、令和元年台風 15 号により被害を受けていること
- ・主たる構成員が枇杷を生産及び出荷している者であること
- ・被害を受けた枇杷山の再生を組織的に実施すること

補助金の額

枇杷改植苗の経費 1 / 2 以内（枇杷改植苗 1 本あたり 1, 000 円を上限とする）

補助対象経費

枇杷改植苗の購入経費

留意事項

- 1 事業か所図及び着手前後の記録（写真など）が必要となります。
- 2 収支清算書、購入内容が確認できる書類などの添付が必要となります。
- 3 補助対象経費は税抜きとなります。
- 4 他の補助金との併用はできません。



問い合わせ

南房総市農林水産部農林水産課
農業振興係 ☎0470-33-1071